

岐阜県公報

号外(一) 令和二年六月十九日

目次

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政管理課)

告示

地方卸売市場における卸売業務の廃止
岐阜県卸売市場条例に基づく告示事項の変更

(農産物流通課)

ページ

一
二

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十五号

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百四十七号

岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)第九条の規定により、令

和二年四月三十日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第二十五条の規定により告示する。

令和二年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

市場の名称	取扱品目の部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所	廃止年月日
高山市公設地方卸売市場	水産物部	株式会社ひだ高山中央市場	高山市冬頭町一、〇八三番地	令和二年五月三十一日

岐阜県告示第二百四十八号

令和二年五月二十九日次のとおり岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示した事項に変更があったので、同条の規定により告示する。

令和二年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

変更前	市場の名称	取扱品目の部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所
卸売市場	高山市公設地方	青果部	株式会社ひだ高山中央市場	高山市冬頭町一、〇八三番地
変更後	高山市公設地方卸売市場	青果部	株式会社ひだ高山中央市場	高山市問屋町六番地

令和二年六月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社